

別紙2 約款規定例 新旧対比表

- ・下線箇所の約款規定を変更します。
- ・以下は代表例として約款規定を掲載しているため、ご加入の保険種類によっては、新旧対比表と「給付金名称が異なる場合」「別表名称や番号が異なる場合」等があります。

1. 放射線治療給付金を「つながる手続」（保険金・給付金請求）の対象に追加する商品

〔主な改定内容〕

- ・「放射線治療給付金」の請求書類について、電磁的方法による提出が可能となるよう、（注2）中の対象となる給付金名称に「放射線治療給付金」を追加します。

〔約款規定例／新旧対比表〕 無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）普通保険約款 別表1①

改定後		改定前						
別表 1 請求書類等		(同 左)						
① 給付金の支払および保険料の払込の免除の請求書類								
<table><tr><th>項 目</th><th>必 要 書 類</th></tr><tr><td>1 . ・災害入院給付金 ・疾病入院給付金 ・特定疾病入院給付金 ・手術給付金 ・放射線治療給付金</td><td>(1) 給付金支払請求書 (2) 事故状況報告書および交通事故証明書等の不慮の事故であることを証明する書類（不慮の事故を原因とする場合） (3) 当会社の定めた様式による入院、手術または放射線治療を受けた病院または診療所の医師の診断書および入院証明書、手術証明書または放射線治療証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 入院給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 入院給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 保険証券</td></tr><tr><td>2 . 保険料の払込の免除</td><td>(省略)</td></tr></table>	項 目		必 要 書 類	1 . ・災害入院給付金 ・疾病入院給付金 ・特定疾病入院給付金 ・手術給付金 ・放射線治療給付金	(1) 給付金支払請求書 (2) 事故状況報告書および交通事故証明書等の不慮の事故であることを証明する書類（不慮の事故を原因とする場合） (3) 当会社の定めた様式による入院、手術または放射線治療を受けた病院または診療所の医師の診断書および入院証明書、手術証明書または放射線治療証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 入院給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 入院給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 保険証券	2 . 保険料の払込の免除	(省略)	
項 目	必 要 書 類							
1 . ・災害入院給付金 ・疾病入院給付金 ・特定疾病入院給付金 ・手術給付金 ・放射線治療給付金	(1) 給付金支払請求書 (2) 事故状況報告書および交通事故証明書等の不慮の事故であることを証明する書類（不慮の事故を原因とする場合） (3) 当会社の定めた様式による入院、手術または放射線治療を受けた病院または診療所の医師の診断書および入院証明書、手術証明書または放射線治療証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 入院給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 入院給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 保険証券							
2 . 保険料の払込の免除	(省略)							
(注 1) 当会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。								
(注 2) 当会社は、1 . 災害入院給付金、疾病入院給付金、特定疾病入院給付金、手術給付金および放射線治療給付金の請求書類について、書面にかえて電磁的方法により提出することを認めることがあります。電磁的方法とは、インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。								
		(注 2) 当会社は、1 . 災害入院給付金、疾病入院給付金、特定疾病入院給付金および手術給付金の請求書類について、書面にかえて電磁的方法により提出することを認めることがあります。電磁的方法とは、インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。						

2. 手術給付金またはがん手術給付金（新生物根治放射線照射によるもの）を「つながる手続」（保険金・給付金請求）の対象に追加する商品

[主な改定内容]

・「手術給付金」または「がん手術給付金」の請求書類について、新生物根治放射線照射による場合も電磁的方法による提出が可能となるよう、（注2）中の「ただし書き（別表に定める手術の種類のうち、新生物根治放射線照射によるものを除く旨）」の部分削除します。

[約款規定例／新旧対比表] 無配当医療保険（無解約払戻金型）普通保険約款 別表1①

改定後		改定前					
別表 1 請求書類等							
① 給付金の支払および保険料の払込の免除の請求書類							
<table><thead><tr><th>項 目</th><th>必 要 書 類</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 . ・災害入院給付金 ・疾病入院給付金 ・手術給付金</td><td>(1) 給付金支払請求書 (2) 事故状況報告書および交通事故証明書等の不慮の事故であることを証明する書類（不慮の事故を原因とする場合） (3) 当会社の定めた様式による入院した病院または診療所の医師の診断書および入院証明書または手術証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 入院給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 入院給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 保険証券</td></tr><tr><td>2 . 保険料の払込の免除</td><td>(省略)</td></tr></tbody></table>	項 目	必 要 書 類	1 . ・災害入院給付金 ・疾病入院給付金 ・手術給付金	(1) 給付金支払請求書 (2) 事故状況報告書および交通事故証明書等の不慮の事故であることを証明する書類（不慮の事故を原因とする場合） (3) 当会社の定めた様式による入院した病院または診療所の医師の診断書および入院証明書または手術証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 入院給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 入院給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 保険証券	2 . 保険料の払込の免除	(省略)	(同 左)
項 目	必 要 書 類						
1 . ・災害入院給付金 ・疾病入院給付金 ・手術給付金	(1) 給付金支払請求書 (2) 事故状況報告書および交通事故証明書等の不慮の事故であることを証明する書類（不慮の事故を原因とする場合） (3) 当会社の定めた様式による入院した病院または診療所の医師の診断書および入院証明書または手術証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 入院給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 入院給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 保険証券						
2 . 保険料の払込の免除	(省略)						
(注 1) 当会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。 (注 2) 当会社は、1 . 災害入院給付金、疾病入院給付金および手術給付金の請求書類について、書面にかえて電磁的方法により提出することを認めることがあります。 電磁的方法とは、インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。		(注 2) 当会社は、1 . 災害入院給付金、疾病入院給付金および手術給付金の請求書類について、書面にかえて電磁的方法により提出することを認めることがあります。<u>ただし、手術給付金については、別表 6 「手術給付倍率表」に定める手術の種類のうち、新生物根治放射線照射によるものを除きます。</u> <u>なお、電磁的方法とは、インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。</u>					

以上